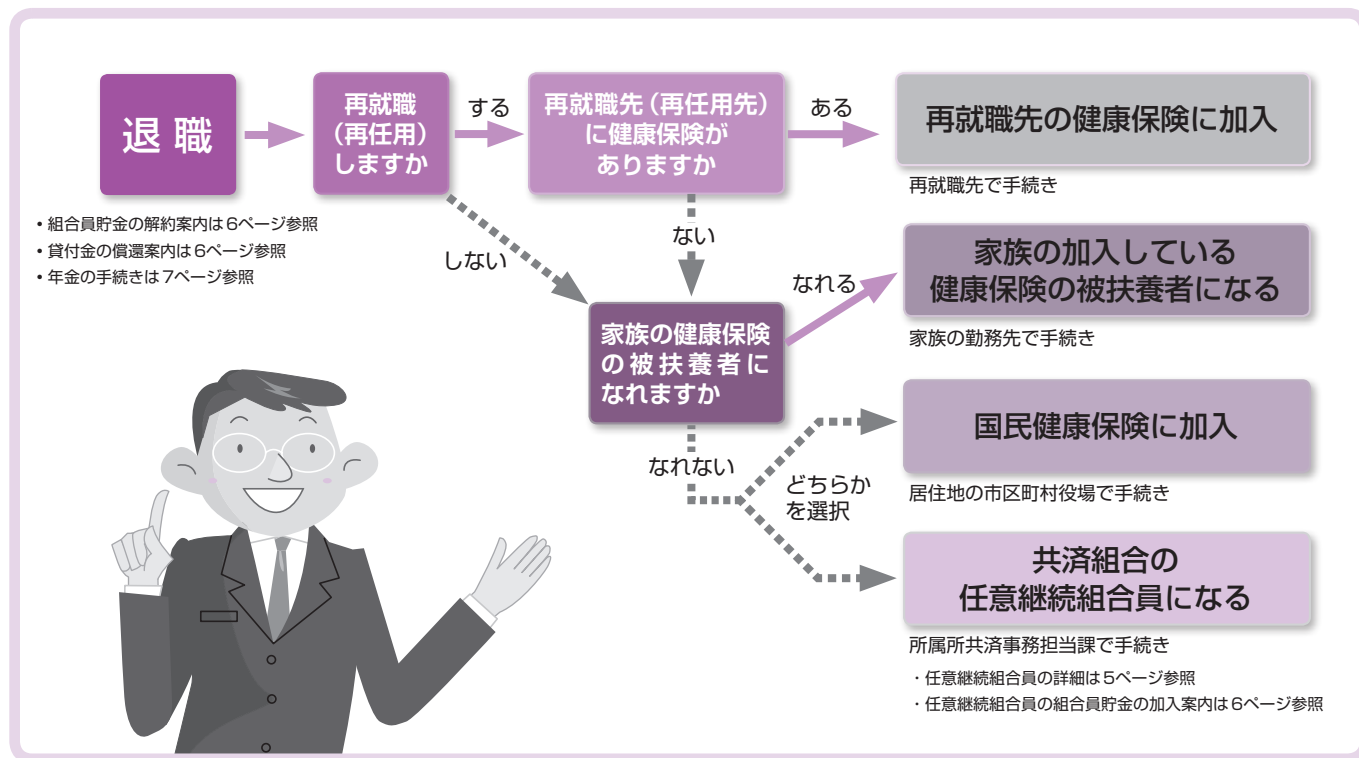


退職予定の組合員の皆さんへ

退職後の医療保険制度について

組合員で本人が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



医療保険制度の概要

区分	再就職先の健康保険	家族が加入している健康保険の被扶養者	国民健康保険	共済組合の任意継続組合員
保険料(掛金)	標準報酬月額や賞与等から算定	被扶養者は負担なし	加入世帯を単位として平等割のほか加入する家族数、前年度所得、資産を基準にして算定 上限額(年額) ^{※1} 医療分：510,000円 支援分：140,000円 介護分：120,000円	退職時の給料額と平均給料月額 のどちらか低い額により算定 上限額(年額) ^{※2} 短期分：479,460円 介護分：55,032円
附加給付制度	協会けんぽ × 健保組合 △	協会けんぽ × 健保組合 △	×	○ ^{※3}
その他	*****	*****	*****	組合員貯金制度あり (年利1.2%) 6ページ参照
お問い合わせ先	再就職先	家族の勤務先	居住地の市区町村役場	所属所共済事務担当課

※1 居住する市区町村により上限額が異なります。

※2 平成25年度の上限額です。平成26年度はまだ確定していません。

※3 同一月に同一の医療機関等に支払った自己負担額が25,000円（上位所得者は33,000円（平成26年4月～41,000円、平成27年4月～50,000円））を超えるときは、その超える額が附加給付として支給されます。（1,000円未満は不支給。100円未満端数切り捨て）

(注) 附加給付制度の○は「あり」、×は「なし」、△は「あるところとないところがあります」。詳しくは各医療保険の保険者に確認してください。